

令和8年度 八軒西小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的、身体的、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童をしっかりと守る。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からいじめの見逃しを一掃することを目指す。

3 いじめの防止等のための組織「いじめ対策委員会」

いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ対策委員会」を設置する。この会は月1回定例で開催し、いじめ事案発生時は緊急に開催する。(会議録作成)

構成員 いじめ対策委員会(管理職 教務主任 保健主事 学年主任 養護教諭
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー その他関係者)

※構成員が全員そろわない場合には、出席可能な構成員のみで開催する。その場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

- 活動**
- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
 - 「いじめ」についての共通理解と指導体制の確立・強化
 - 「いじめ」の認知や解消の件数及び個別対応状況の確認、対策の決定
 - 「いじめのアンケート」の調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理
 - 「いじめ」「不登校」等を含めた生徒指導上の諸問題に対する対応策の検討と決定
 - 要配慮・要支援児童への配慮事項と支援方針決定

- ・ 支援の必要な児童、またその保護者に対応するための方策を検討し、実態の改善に努める。
- ・ 日常の実態と年2回のいじめ調査(+追跡調査)を基に、個々のケースについての対策を検討し、実態の改善に努める。

4 いじめ防止等に関する具体的な方策

(1) いじめの防止

◆児童が主体となった活動◆

ア. 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- 各種行事(クリーン作戦・運動会など)を通じた異学年交流の実施
- 年間指導計画に基づいた人権教育に関わる話し合い活動の実施
- 委員会活動や学級での取組(係活動・小グループでの交流など)

◆教職員が主体となった活動◆

- ア 教育活動全般を通して、自己有用感や規範意識を高めるとともに、豊かなかかわりをつくる子どもを育てることを目指す。
 - 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
 - T・T(複数教員による指導・少人数による習熟度別学習)の活用
- イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、いじめアンケート実施後に教育相談期間を設け、児童に寄り添った相談体制づくりを目指す。
 - 教育相談期間の設定
- ウ 道徳や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。
- エ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。
 - PTA 総会等での学校の方針説明
 - 学校だよりを活用したいじめ防止に関わる啓発
 - 学級懇談における話題の提供と話し合い

(2) いじめの早期発見

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
 - 児童の発する具体的なサインの共有
- イ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケートを実施する。
 - 学校独自のいじめアンケートの実施(6～7月)
 - 札幌市一斉のアンケートの実施(11月前後)
- ウ アンケート実施後に教育相談期間を設け、全児童から聞き取りを実施する。
 - 教育相談期間の設定
 - 保護者対応・個人面談
- エ いじめ対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各教員が持っているいじめにつながる情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
 - 学びの支援全体会や職員会議、学び支援委員会などの場で情報の共有
 - 学年及びブロック、いじめ対策委員会、学校全体で組織的かつ継続的に対応
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例や保護者対応事例のデータの蓄積

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応 ※「いじめ見逃しゼロ」の徹底
 - 職員は、その時その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。

- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの認知及び解消について、管理職に速やかに報告し、組織（いじめ対策委員会）で判断することを徹底する。

イ 情報の共有 ※「いつ、どこで、誰が、何を、どのように等」の内容

- 組織で判断したいじめの情報は、全職員へ報告し情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに関係職員と管理職とで協議し、調査の方法について決定する。
- 調査の時点で、重大案件であると判断され場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童からの聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう担当する職員を複数選任する。
- 必要な場合には、全児童への調査を行う。この場合に調査の結果を、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 学年→（ブロック）いじめ対策委員会へ相談、組織で対応を検討する。
（SC・SSWへ連絡、相談の場を設ける。）
- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更が必要な場合は、随時いじめ対策委員会で協議し、校長が決定する。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ対策委員会において協議し、校長が指導及び支援の方針を決定する。
- すべての指導及び支援について、組織的に対応する。

オ 関係機関への報告

- 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

（いじめ防止対策推進法 第23条第6項）

カ 継続指導・経過観察

- いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。
- いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級や転学にあたって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげる。（アセスメントシート等）
※悩みやいじめに関するアンケート結果は、小学校から中学校に引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載などがネットいじめであり、犯罪行為にあたる。

イ ネットいじめの予防

○フィルタリングや保護者の見守りなどについて、実態に応じて保護者への啓発を図る。

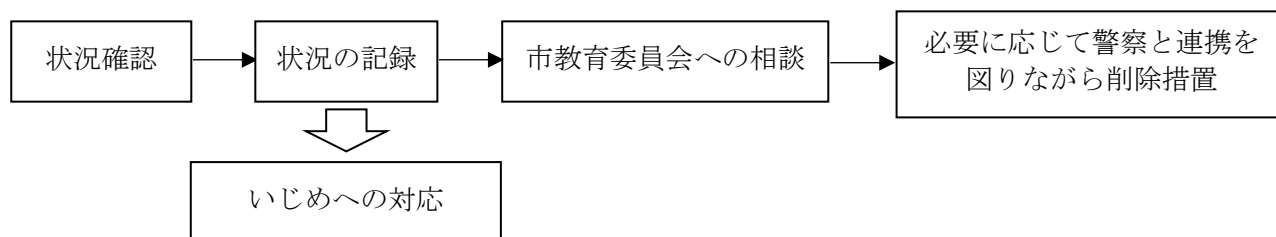
(家庭内ルールの作成など)

○教科や学級活動、集会等で情報モラル教育の充実を図る。

ウ ネットいじめへの対処

○被害児童からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



5 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、学年（ブロック）で事実を共有した後、いじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針をたて、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付させるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修などを、スクールカウンセラー等の専門家を講師として研修する。

(3) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、市教育委員会が作成しているチェックリスト（「生徒指導第14集＜第三版＞」H27.4月発行）などの活用を通じ、学校におけるいじめ防止の等の取組の充実を目指す。

(4) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするために、学校と地域、家庭が組織的に連携する体制を構築していく。

(5) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換及び一体的な対応をしていく。

① 市教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違反行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用(市教育委員会への依頼)
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

6 重大事態への対応

(1) いじめ事案が次の状況にある場合（緊急性が高いと判断した事案や重大事態につながる事が懸念される事案）については、速やかに校長が市教育委員会に報告する。教育委員会は、被害の状況等を勘案したうえで、調査主体について判断する。

○児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 児童が自殺を企画した場合・精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合・高額の金品を奪い取られた場合など

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- ・ 欠席の目安（年間の欠席が30日以上の場合、連続した欠席が7日以上の場合）

(2) 事案について、保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人の情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

(3) いじめの重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改定 文部科学省）及び「札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」に基づいて、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努める。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
【令和6年8月改定版】【文部科学省】



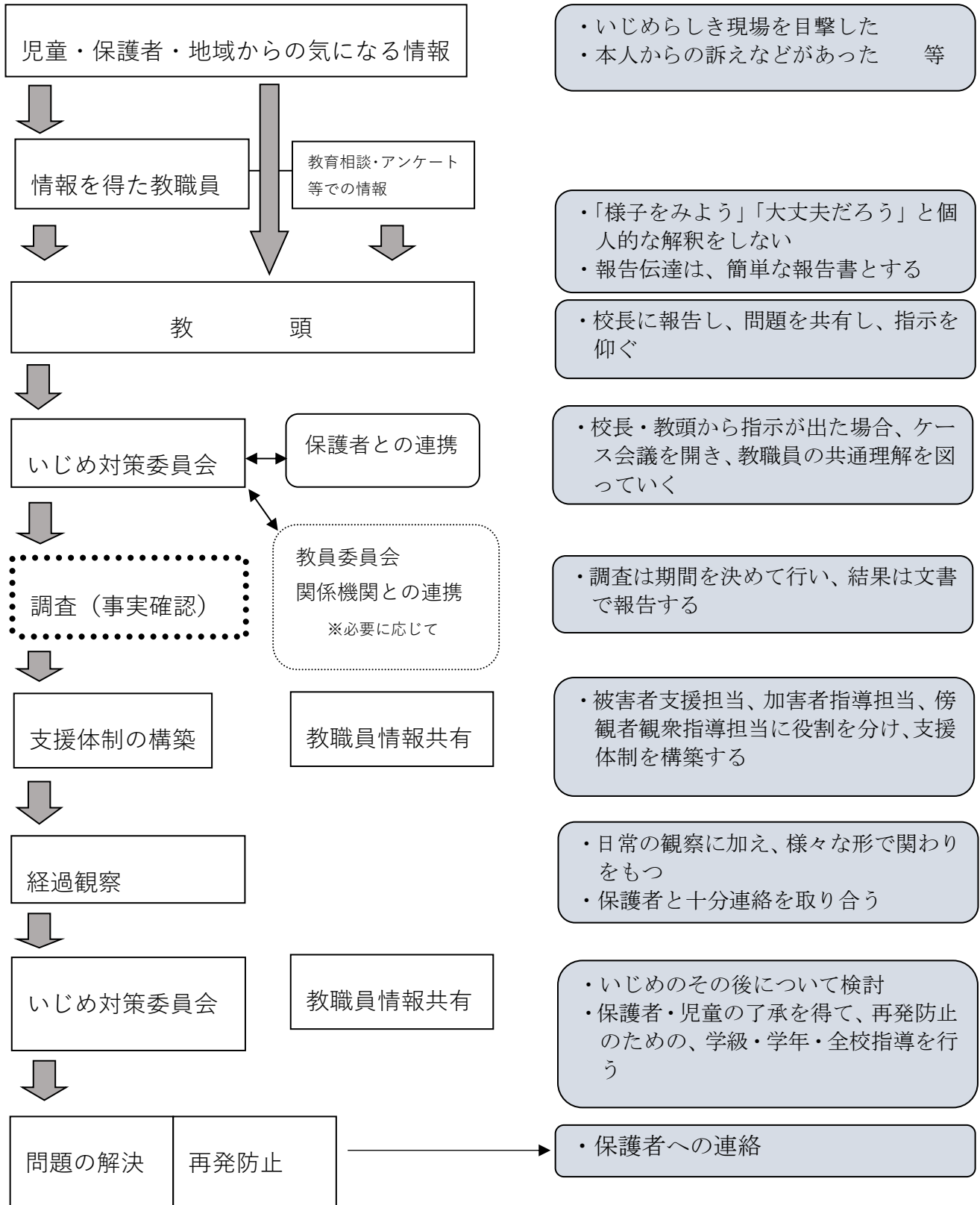
札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び
調査結果の公表に関するガイドライン
【令和8年5月改定版】【札幌市教育委員会】



(4) いじめ重大事態が発生した場合の調査結果の公表については、「札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」に基づき判断する。

7 いじめ対応の流れ

【八軒西小学校いじめ対応の流れ】



いじめられた児童とその保護者への支援

ア いじめられた児童への支援

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する・心のケアを図る・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます・温かい人間関係をつくる

イ いじめられた児童の保護者への支援

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

ア いじめた児童への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

イ いじめた児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・児童や保護者の心情に配慮する ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応する ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める